

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和5年11月27日(月) 開会 午後 3時30分 閉会 午後 4時15分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 14番委員 鈴木 隆大 17番委員 近藤 和隆 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p><農地利用最適化推進委員></p> <p>12番委員 森 政雄</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第 1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第 2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第 3号議案 非農地証明願の審議について 第 4号議案 非農地通知の審議について 第 5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第 6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地であることの証明について 7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 8. 転用届の取消について(5条届出) <p>(農政関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和6年度に向けた農業施策等の市長提言に対する回答について 2. 2024年度徳島県重点農業施策に関する政策提案について

(開会 午後3時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和5年11月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名全員が出席しており、会議が成立しております。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号7番宮崎学委員と、議席番号16番谷川興一委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまゝ。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後256aに至り、譲受人は対象地において、ネギの栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後38aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地5筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後207aに至り、譲受人は対象地において水稲とスダチの栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後89aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後278aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後58aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後123aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後9aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、南井上地区で新規就農面談を行いました。

9番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移

転するものです。譲受人の耕作面積は許可後17aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、北井上地区で新規就農面談を行いました。

10番は、譲渡人から譲受人へ、療養・その他生活資金の為に売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後10㎡に至り、譲受人は対象地において、ナスやジャガイモなどの野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は、新規就農者となりますが、対象地の面積が10㎡と極めて小さいことから、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農者面談を実施しないこととしました。

第1号議案は以上10件で、対象地は、田3,646㎡、畑3,416.07㎡、合計7,062.07㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、8番の新規就農面談に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 11月13日の午後2時から8番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、近藤推進委員と私の委員2名、譲受人1名、事務局2名の5名です。譲受人は、これまで、南井上地区に在住している親戚の農地で、農業の手伝いをしていましたが、今回、道路に面した農地が売られていることを知り、これを機会に農地を購入し、本格的に農業を始めてみることを考え、今回の申請に至ったものです。申請地は県道徳島・鴨島線に面しており、交通の便は良く、今回の購入面積は狭いものの、北側には、親戚の所有する農地があり、本案件が許可されれば、親戚の農地と併せて水稻の栽培を行うとのことです。今回の新規就農計画等に問題はなく、南井上地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして9番案件の新規就農面談に参加していただいた、北井上地区の政岡委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員 11月14日の午前10時から9番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と譲受人1名、事務局2名の4名です。譲受人は、友人が農業をしていることから、その手伝いを3年程度続けていたが、北井上地区で、住宅と農地が売られていることを知り、これを機会に本格的に農業を始めようと考え、今回の申請に至ったものです。申請地の2筆は多少、離れているものの同じ北井上地区であることから営農に影響はないと思われ、環境面も特に問題はないと思われ、本案件が許可されれば、譲受人は、北井上地区へ移住し、作物については、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。今回の新規就農計画等に問題はなく、北井上地区の委員として、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御発言が無いようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページをお開きください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。借人は、小学校のPTAであり、使用貸借権を設定し、露天駐車場として3年間、一時転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われま。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済です。

第2号議案は全3件で、地目は、田が915㎡、畑が846㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地200㎡、駐車場・資材置場が1,561㎡となります。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第2号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和61年頃より居住用建物の住宅用地として利用されているとのこと。です。

1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としては、平成14年5月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第3号議案は1件で、対象地は田のみ15㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第3号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第3号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書6ページを御覧ください。

1番から3番は、入田地区で、9月15日に実施した農地パトロールの際に状況を確認しております。1番から3番は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第4号議案は、以上3件で、対象地は田597㎡、畑322㎡、合計919㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

事務局 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番は、分筆後、売却している箇所がありますが、その他の農地は問題なく耕作を継続しております。

2番は、すべての農地で問題なく耕作を継続しております。

第5号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田23,651㎡、畑191㎡、計23,842㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の相続税の免除

予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、板東美佐緒委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書8ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。今月は新規設定が16件、再設定が19件で合計35件となっており、そのうち、賃貸借権が20件、使用貸借権が15件となっております。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から4番が、多家良地区16筆・4件、5番と6番が、勝占地区5筆・2件、7番が、上八万地区5筆・1件、8番と9番が、入田地区4筆・2件、10番が、応神地区2筆・1件、11番と12番が、川内地区2筆・2件、13番から17番が、国府地区7筆・5件、18番から21番が、南井上地区6筆・4件、22番から35番が、北井上地区・27筆・14件となっております。利用権設定については以上で、田35筆33,534.41㎡、畑39筆50,062.35㎡の合計74筆83,596.76㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書13ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。14ページにわたり相続による権利取得7件受理しました。

15ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

16ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地

転用の届出についてです。2件受理しました。

17ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。19ページにわたり11件受理しました。

20ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。4件受理しました。

21ページを御覧ください。6番は、農地であることの証明についてです。1件証明しました。

22ページを御覧ください。7番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。3件回答しました。

23ページを御覧ください。8番は転用届出の取消、5条についてです。1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長

農地関係の報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。

特にないようですので、次の農政関係の報告へ進めます。報告事項(1)、「令和6年度に向けた農業施策等の市長提言に対する回答について」および報告事項(2)、「2024年度徳島県重点農業施策に関する政策提案について」をまとめて事務局から説明を受けたいと思いますので、よろしく願います。

事務局

それでは、農政報告の(1)、市長提言回答について、御報告いたします。郵送してありました「報告（農政関係）」という資料を御覧ください。

9月26日、川人会長はじめ役員6名で内藤市長に提言を行いました各項目につきまして、11月9日付けで回答がありましたので、順に報告をいたします。

1ページをお開きください。

一つ目は、「都市農業の振興について」ということで、税の軽減措置をはじめとした市街化区域内農地の維持のための支援を都市農業振興基本法に基づく「地方計画」策定するなど対応を要望いたしました。それでは回答を読み上げます。

——— 読み上げ ———

という回答でした。

続きまして2ページを御覧ください。二つ目の「遊休農地解消に向けた取組みについて」は、担い手が解消し借り受ける場合の補助事業の実施や、作物研究、農地法に基づく措置命令等の検討を要望いたしました。

それでは、回答を読み上げます。

——— 読み上げ ———

という回答であります。

なお、回答文中の「中間管理機構が実施する遊休農地解消緊急対策事業」については、昨年度からの国の補助金事業で、事業主体は中間管理機構です。また、「耕作放棄地再生支援事業」については、本日チラシをお配りしておりますので御覧ください。県の補正予算で今年の10月半ばから始まったようです。借り手が農地パト対象の遊休農地を借りて、再生して作付けした場合に、その再生費用を補助してくれますが、中間管理機構を通じた貸借契約が必要です。

最後に4ページ、三つ目の「担い手等の育成・支援について」については、農業経営が厳しい中での担い手の育成・支援を3点要望いたしました。

それでは回答を読み上げます。

——— 読み上げ ———

という回答です。

市長提言に対する回答の報告は以上です。

続きまして、農政報告(2)の「2024年度徳島県重点農業施策に関する政策提案」につきまして御報告いたします。

資料の「報告2」を御覧ください。これは8月総会の議案でも取り上げましたが、県の農業会議が各市町村の農業委員会の意見を集約して実施したもので、提言内容と知事のコメントについて掲載しております。

9月29日、県庁におきまして、1枚めくると出席者一覧も付いておりますが、徳島県農業会議の副会長であります本委員会の川人会長はじめ8名が参加し、実施されました。

出席者の一覧の次に「2024年度徳島県重点農業施策に関する政策提案の概要」というのがありますが、飛ばしまして次の大きな表題の書いてある小冊子を御覧ください。1枚めくって、「はじめに」というのがありますがさらに1枚めくっていただいて、「目次」を御覧ください。最後の農業委員会組織の体制強化を含め、大きく5項目について、提言を行っております。

本農業委員会も、8月総会で「県への提言」として議決し、県農業会議へ意見を提出しておりました。

1ページを御覧ください。「危機事象に対応した本県農業の強靱化」ということで、今の資材高騰対策や適正な農畜産物の価格形成の仕組みの構築、米の消費拡大やブランド化に関して提言がされております。

本委員会からは、米の本県独自品種の開発推進をお願いしておりましたが、3番の最後の文章で、そのまま表現され、提言されております。

続いて、2ページでございますが、大きな2番として、「『攻めの農林水産業』に向けた生産力・販売力の強化」ということで、輸出拡大やスマート農業の活用、大阪・関西万博の機会をとらえた県のブランドPR、土地生産基盤の整備、農地中間管理機構の体制強化について、提言されております。3番の「生産基盤への投資拡大」の最後の段落については、本市から提出した「ため池の機能の修復」についての意見が採用されております。

また、3ページの4番についても本市から提出した「農地中間管理機構の活用推進」についての意見が反映されている提言になっております。

4ページに移ります。大きな3番、「労働力・後継者不足対策の推進」ということで、5ページにかけまして新規就農者の確保への取組み強化、第三者継承の推進、女性農業者の活動支援、多様な人材活用への情報発信や指導者育成などが提言されております。

6ページでは、「持続可能な農林水産業の実現」として、「みどりの食料システム戦略」の推進や「エシカル農産物」の生産拡大、鳥獣害対策の強化が提言されております。

また、7ページでは「農業委員会組織の体制強化」ということで、関連の予算確保や体制強化、現場活動の省力化を要求するとともに、営農型太陽光発電施設の適切な設置運用について提言しております。

提言の内容については以上になりますが、これを受けての知事のコメントが先ほど飛ばしました「2024年度徳島県重点農業施策に関する政策提案の概要」の資料にありますので、読んでいただけたらと思います。

なお、この概要の一番下に「4番意見交換」との記載がありますが、川人会長もこれらの件について色々意見をしてくださったようでございます。お世話になりました。

それでは、簡単ではございますが、政策提案の説明について、報告を終わります。

議長

只今の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

それでは、御意見がないようですので以上をもちまして、令和5年11月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は12月20日水曜日の開催予定となっておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。